

西勸修寺消防出張所の運用開始

旧「山科消防署勸修寺消防出張所」は、移転工事の完了に伴い、名称を「山科消防署西勸修寺消防出張所」に変更するとともに、救助隊及び救急隊を配置し、平成31年1月27日から運用を開始しました。

■ 整備概要

旧勸修寺消防出張所は、昭和51年4月から、山科区勸修寺地域の消防拠点として、40数年その役割を担ってきました。庁舎の老朽化のため、平成29年度から現在地（伏見区深草）への移転工事を進め、その間、平成30年10月には、市内救助隊の再配置に伴って消防隊を救助隊に転換し、救助隊1隊、救急隊1隊を運用しています。

新出張所の名称については、移転先が山科区勸修寺地域の西側に位置すること、これまでどおり山科消防署の出張所として、勸修寺地域（勸修学区、小野学区、大宅学区）を担当することから、「西勸修寺消防出張所」としました。

■ 施設概要

住 所：伏見区深草神明講谷町2番地の1

施設規模：鉄筋コンクリート造2階建て 延べ約393㎡

1 階：事務所、車庫、器材倉庫等

2 階：待機室

外 観 等：外観は、羽目板張りとし壁風の仕上げを組み合わせ、落ち着いた意匠としています。室内は京都産木材「みやこ杉木（そまぎ）」を使用しており、環境に配慮した設備として太陽光発電設備、太陽熱利用設備（温水）、雨水貯留タンク等を設置しています。

訓練施設：敷地内にホースタワー（乾燥台）を兼ねた訓練塔を設置し、火災や救助事故を想定した訓練を行うことができます。消防署及び消防出張所の敷地内への訓練塔設置は京都市初となります。



■ 配置車両



高規格救急車・救助工作車



消防局「新」公式キャラクター誕生

秋の火災予防運動初日の平成 30 年 11 月 9 日、京都市交通局の P R コンテンツ「地下鉄に乗るっ」シリーズとコラボした消防局「新」公式キャラクターをお披露目しました。

今後は消防局公式キャラクターとして広く火の用心を呼び掛けるなど、先輩の「北山 駆」と共に、広報媒体やインターネット等で防火・防災や消防を P R する予定です。

■ キャラクター概要

二条 葵（にじょう あおい）

京都市消防局の消防隊員（22 歳）で、京都のまちを火災から守る使命に燃えている。職業柄、うどんの出汁には一家言あり、おいしい出汁の研究に余念がない。休日は、文化財を巡って甘味処でゆっくりするのが楽しみ。地下鉄と市バスを上手に乗り継ぐ自分を褒めたい。



消防署等関係機関掲出ポスター



京都市営地下鉄掲出ポスター

◆北山 駆（きたやま かける）

第 47 回全国消防救助技術大会（台風
の接近に伴い中止）
を契機に、平成 29 年
11 月 9 日に京都市消
防局公式キャラクター
として誕生。

京都市消防局の特別
高度救助隊員で、京都
市交通局の P R コンテ
ンツ「地下鉄に乗るっ」シリーズの一員。

今後も「二条 葵」と共に、皆様により親しん
でいただけるよう、ますます活躍する予定です。



◆「地下鉄に乗るっ」とは

地下鉄・市バス応援キャラクター「太秦萌」
「松賀咲」「小野ミサ」の仲良しの幼なじみ 3
人と、萌の姉「太秦麗」、ミサの兄「小野陵」、
「十条タケル」らが、「地下鉄に乗るっ」を合
言葉に京都市営地下鉄を P R するコンテンツ。

平成 22 年に設置された京都市の「若手職員
増客チーム」が元となるキャラクターを作成、
平成 25 年、地下鉄利用促進ポスターに萌たち
を採用するにあたって、デザイン会社・ジイ
ケイ京都とイラストレーターの賀茂川氏の手で
キャラクターデザインをリニューアル。

以降、地下鉄利用促進プロジェクト「地下鉄
に乗るっ」として、様々な広報媒体を展開して
います。

消 防 団 の 取 組

消防団の活動結果

■ 平成 30 年度京都市消防団総合査閲

平成 30 年 6 月 3 日に開催され、各行政区から選抜された 11 分団が放水訓練等を披露しました。

■ 消防団防災ハイスクール

平成 30 年度は、市内の高等学校 30 校延べ 6,581 名の生徒が、消防団員による防災教育を受講しました。



平成 30 年度京都市消防団総合査閲



消防団防災ハイスクール

■ 第 5 期消防団充実強化実行チームの活動

平成 30 年度は、63 名が参加し、前年度同様に広報・交流・教育のテーマごとに分かれて活動を実施しました。

● 第 5 回京都市消防団フェスタの開催

市民の皆様には消防団をより身近に感じていただき、消防団への入団促進を図るほか、市民の防火防災意識の向上を目的に、「京都市消防団フェスタ」を開催しました。

ブース	子ども消防服体験，ミニ消防車体験，防火紙芝居，心肺蘇生法，煙中避難体験など
-----	---------------------------------------



参加者による人文字「京」



放水展示訓練



心肺蘇生法

● 入団勧奨の取組

地域の各種イベントに出向いてビラやアンケート等を活用し、入団勧奨を実施しました。

● フェイスブックページ「おこしやす消防団」の運営



フェイスブック「おこしやす消防団」



入団促進活動

● 女性・学生消防団員意見交換会の開催

○ 女性消防団員意見交換会

平成 30 年 8 月 4 日及び平成 31 年 2 月 23 日、消防局本部庁舎等で開催され、合計 76 名の女性消防団員が参加し、平常時や大規模災害発生時の活動について、グループに分かれて意見交換を行い、併せて情報交換を実施しました。



○ 学生消防団員意見交換会

平成 30 年 8 月 22 日及び平成 31 年 2 月 9 日、消防局本部庁舎で開催され、合計 49 名の学生消防団員が参加し、更なる入団促進に向けた活発な意見交換を実施しました。



■ ジュニア消防団の創設

平成 30 年 4 月から、消防団活動の体験や地域の防災訓練に参加する機会を充実させるなど、地域に密着した活動体験の機会を提供し、将来の地域防災の担い手として育成するため、小学校高学年（4～6 年生）の児童を対象とした「京都市ジュニア消防団」を創設しました。平成 31 年 4 月 1 日現在、市内で 319 名がジュニア消防団の活動に参加しています。



女性消防吏員の活躍推進の取組

取組の概要

女性の活躍推進は、国の成長戦略でも重要な柱として多様な政策が講じられています。

総務省消防庁では、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」での検討結果を踏まえて、平成27年7月に全国の消防吏員に占める女性の比率を令和8年度当初までに5%に引き上げることを共通目標として設定したほか、様々な施策に取り組んでいるところです。

京都市消防局では、平成5年に初めて女性消防吏員を採用してから、既に25年以上が経過しました。採用当初は予防業務などの毎日勤務のみであった職域も、女性消防吏員に係る深夜業の規制を解除する法令改正などを受けて、交替制勤務である救急隊や消防指令センター、指揮隊と順次拡大しました。平成28年度には、管理職への登用及び消防隊への配置。平成30年度には、緊急消防援助隊として被災地に派遣するなど、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を進めています。



■ 女性対象職業説明会の開催

平成30年度は、総務省消防庁主催「女性対象1day インターンシップ」が京都市で開催され、京都市消防局も参加・協力しました。多くの方に参加していただくため、京都市内の女子学生と共同で、ポスターの作成やスマートフォン向け動画共有アプリケーション「T i k T o k」に期間限定で動画の投稿を行い、来場を勧奨した結果、多くの女子学生等に参加していただくことができました。女性消防吏員による講演や、ブースでの消防業務の紹介及び消防署体験を通じて、消防という仕事の魅力を参加者の方々に伝えることができました。



■ ホームページへの特集ページ掲載

京都市消防局で活躍する女性消防吏員にスポットを当てたWEBページ「京の消防女子」を作成。京都市消防局のオリジナル動画や職員紹介などを掲載し、実際に働いている女性職員の姿や仕事の魅力、やりがいを紹介しています。



■ 女性消防吏員比率の目標設定

総務省消防庁において、令和8年度当初までに全国の消防吏員に占める女性の比率を5%に引き上げることを共通目標とされたことを受け、京都市消防局では、それを上回る6%を目標値として設定しています。平成31年4月1日現在では4.4%となりましたが、更なる増加を目指し、目標を達成するため、女性受験生への意識調査及び調査結果に基づく取組を実施し、女性の採用試験受験者数の増加を図ります。



京都市における女性消防吏員の割合（目標値）	
平成28年度当初 3.8%	⇒ 令和8年度当初 6%

火 災 予 防 の 取 組

放火火災防止の取組

平成30年に京都市で発生した放火が原因となる火災は27件で、火災原因としては第1位となりましたが、平成29年から7件減少し、平成で最も放火火災が少ない年となりました。

京都市消防局では、放火火災を減少させるため、「放火火災予防デーにおける一斉啓発」、「放火防止特別警戒の実施」、「放火対策プロジェクトの推進」を三本柱として、放火防止対策に取り組んでいます。

■ 放火火災予防デーにおける一斉啓発

平成28年から、「放火火災の予防に関すること」を新たに規定した京都市火災予防条例の公布・施行日である11月11日を、「放火火災予防デー」とし、市内一斉に放火防止の啓発活動を実施しており、昨年も各署において、放火防止のパレードや街頭広報などを実施し、放火火災の防止を呼び掛けました。



■ 放火火災防止特別警戒の実施

市内全消防署（分署）の消防隊及び救助隊が、深夜時間帯などの放火火災が多発している時間帯に、継続して巡回パトロールを実施しました。

■ 放火対策プロジェクトの推進

京都市火災予防条例に規定された、放火火災対策のための具体的な実践事項を更に実行性のあるものとするため、消防職員、消防団員、地域及び関係機関が一体となって、地域全体で放火防止に取り組む「放火対策プロジェクト」を推進しています。

平成28年度からは、過去に複数回放火火災が発生した地域から「放火対策エリア」を選定し、地域の消防団員等で養成された「放火対策コンサルタント※」がアドバイザーとなり、地域事情に応じた放火対策アクションの取組を実行しました。

実施手順	取 組 内 容
放 火 対 策 エ リ ア の 選 定	・過去5年間で放火事案が3件以上発生している学区（96学区） ・その他、署長が特に取組が必要と認める地域 ⇒平成30年度は129学区を選定
放火対策コンサルタントの養成	放火対策エリアを管轄する消防団員等を対象として養成
放火対策アクションの実践	放火対策エリアにおいて、放火対策コンサルタントを交えたミーティングや防火見回り活動を実施し、地域の実践事項を決定し、地域に見合った放火対策を実践。

※ 放火対策コンサルタント

放火対策エリアにおいて取り組む、話し合いや防火見回り活動等の放火対策アクションの計画から実践、見直しまで、放火対策アクション全般に参画し、地域住民に対して、養成研修で得た知識をいかし、有効な放火防止対策の取組等のアドバイスをを行う。



放火対策コンサルタント養成研修

たばこ火災防止の取組

平成 30 年に京都市で発生した、たばこが原因となる火災は 26 件となり、平成 29 年から 1 件減少しました。

京都市消防局では、たばこ火災を防止するための取組として、防火安全指導などの戸別訪問指導のほか、事業所査察や防火運動など、あらゆる機会を通じてたばこ火災防止の啓発を行ってきました。

また、啓発ステッカーを市内のたばこ販売店舗や自動販売機、事業所や公共の喫煙所に掲出しました。



秋・年末・春の火災予防運動の取組

京都市消防局では、市民の皆様一人一人の火災予防意識を喚起し、火災及び焼死者の発生を防止することを目的に、秋、年末、春の各種火災予防運動を展開しています。

■ 平成30年 秋の火災予防運動（平成30年11月9日～平成30年11月15日）

● 重点推進事項

焼死者防止対策の推進	秋から冬にかけて暖房器具が原因となる火災が多く発生していること、また、例年たばこが原因となる火災の焼死者が多いことから、暖房器具の取扱い及びたばこの喫煙方法について広報動画を活用し、啓発を行いました。暖房器具火災については、特に電気ストーブを原因とする火災が多いという傾向を踏まえ、電気ストーブの危険性について啓発しました。たばこ火災については、喫煙場所を決め、布団等の周囲で喫煙しないことや、灰皿に水を入れ、吸い殻は確実に火を消してから捨てることなどを啓発しました。
放火防止対策の推進	市民が主体的に放火防止に努める重要性を呼び掛け、その取組が継続的に行われるよう指導しました。11月11日の放火火災予防デーには、全市一斉に放火火災の予防に関する啓発を行いました。
出火防止対策の推進	こんろ周りからの出火防止や、たき火等の屋外における火気管理の徹底について啓発しました。
事業所の防火安全対策の推進	小規模飲食店に対し、安全な火気の取扱いについての指導や、設置が義務となる消火器の設置指導を行いました。また、災害発生時、従業員等による的確な対応ができるよう、自衛消防訓練を指導しました。



■ 平成 30 年 年末防火運動（平成 30 年 12 月 15 日～平成 30 年 12 月 31 日）

● 重点推進事項

焼死者防止対策等の推進	火災による被害が拡大するおそれの高い木造の共同住宅について、居住者に対する防火指導を重点的に実施し、暖房器具やこんろの取扱い及び適正な離隔距離について啓発しました。また、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器について、機器本体の劣化や電池切れが発生していないか、年末の大掃除に併せて作動点検を行うよう啓発しました。
放火防止対策の推進	地域が実施する年末パトロール等の機会に、地域内に潜在する放火危険箇所を確認し、地域住民で情報共有する取組を推進しました。
事業所等の防火安全対策の推進	年末年始で多忙となる飲食店に対し、消火器の設置指導を実施したほか、厨房設備における火気の安全な取扱い及び排気ダクトの清掃等を徹底するよう啓発しました。



■ 平成31年 春の火災予防運動（平成31年3月1日～平成31年3月7日）

● 重点推進事項

住宅防火対策及び焼死者防止対策の推進	火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器について、機器本体の劣化や電池切れが発生していないか、年末防火運動に引き続き、機器の作動点検を実施し、電池切れ等の場合は適切に交換するよう啓発しました。 また、焼死者の発生傾向から、安全な場所での喫煙や吸殻の正しい後始末、暖房器具と可燃物の適正な離隔距離の確保について啓発しました。
放火防止対策等の推進	市民を主体とした、地域一体の放火対策について啓発しました。
事業所等の防火対策の推進	飲食店における消火器の設置のほか、こんろの取扱い及び適正な離隔距離について指導を実施しました。



文化財防火の取組

■ 文化財防火運動の実施（7月，1月）

京都市消防局では，毎年7月と1月の年2回，文化財防火に係る運動を展開しています。

【夏の文化財防火運動：平成30年7月12日～18日】

【文化財防火運動：平成31年1月23日～29日】

● 重点推進事項

文化財から火災を起こさないための取組の推進	1 特定文化財対象物に対する査察の実施 市内全特定文化財対象物（1,053件）うち約5割（550件）の査察を実施し，防火管理の状況や消防用設備の維持管理状況について確認するとともに，必要な指導を行い，自主防火体制の強化について啓発しました。 2 伝統的建造物群保存地区に存する防火対象物への防火指導等の実施 伝統的建造物群保存地区内の小規模飲食店に対する消火器設置指導等（上賀茂1件，産寧坂2件，嵯峨鳥居本3件）や，同地区内の訪問防火指導等を実施しました。
火災をはじめとする災害に備えた取組の推進	年間を通じて，消防訓練，文化財市民レスキューにおける教育訓練，実態把握等，延べ515件実施しました。 1 防災施設の操作確認，合同消防訓練等の実施／消防訓練等：91件 2 文化財市民レスキュー体制の充実／訓練，研修等：112件 3 美術工芸品の実態把握，文化財セーフティカードを活用した搬出活動の確認／実態把握等：312件

● 副市長視閲合同消防訓練

○ 日時 平成31年1月25日（金）午後2時～同3時20分

○ 場所 臨濟宗妙心寺派大本山妙心寺（右京区）

○ 内容 村上副市長の視閲の下，妙心寺自衛消防隊，文化財防災マイスター，消防団及び公設消防隊が一体となって大規模な消防合同訓練を実施し，文化財を火災から守る意識を新たにしました。

また，訓練終了後，「みんなDE文化財防火コンサート in 妙心寺」を開催し，合同訓練参加者や多くの園児が参加しました。



■ みんなDE文化財防火スクールの開催

平成 30 年度は京都鉄道博物館（下京区）において、「みんなDE文化財防火スクール」を開催し、下京ジュニア消防団員を含む、児童から大人まで広く参加者が集まりました。京都鉄道博物館にも御協力いただき、下京消防署、下京消防団、本部指揮救助隊による大規模な消防訓練等を実施し、参加者は消防訓練の見学や、ジュニアの部・一般の部に分かれて文化財探検ツアー、文化財の鑑賞ツアーなどを行いました。

○ 日時

平成 30 年 7 月 25 日（水）午後 1 時 30 分～同 4 時 30 分

○ 場所

下京区観喜寺町 京都鉄道博物館

○ 内容

- ・梅小路蒸気機関車車庫における消防訓練
- ・文化財防火コンサート
- ・文化財防火研修会（ジュニアの部、一般の部に分かれて実施）

ジュニアの部	・文化財防火の話（消防局予防課） ・みんなで守ろう文化財（鉄道博物館の取組について） ・文化財探検ツアー
一般の部	・京都市の文化財防火対策 ・京都鉄道博物館の文化財と蒸気機関車保存の取組 ・文化財鑑賞ツアー



○ 参加者 児童等 65 名，大人 78 名，計 143 名

【内訳】・一般コース参加者 大人 36 名

- ・ジュニアコース参加者 38 名（児童 22 名，大人（保護者）16 名）
- ・下京ジュニア消防団参加者 69 名（児童等 43 名，大人（保護者等）26 名）

民泊対策

京都市消防局では近年増加する、いわゆる「民泊」に対し、防火安全対策の確保を図るための取組を実施しています。

■ 消防法令上の基準や届出等に関する情報発信の充実及び相談体制の強化

「民泊」には、空き家や共同住宅の空き室等を活用することが多く、こうした場合、大きな改装を行うことがないため、建築士や消防設備士等の専門家による関係法令のチェックがなされないことがあります。このため、法令に定める手続きや基準を遵守していないものも少なくありません。

こうした状況を踏まえ、市民や事業者の方に、宿泊施設に関する情報をより分かりやすくお知らせするよう、ホームページ等における情報の発信に努めています。

■ 「民泊」対策プロジェクトチームにおける関係局との連携及び消防法令の順守に向けた指導

無許可で営業している「民泊」施設は、安全管理の面から問題がある場合があります。また、具体的なトラブルがなくても、周辺住民が施設に対して不快感・不安感を抱くケースが多く認められます。

そのため、京都市では、平成 27 年 12 月 1 日に文化市民局、産業観光局、保健福祉局、都市計画局及び消防局からなる「民泊」対策プロジェクトチームを設置し、様々なルールの策定に向け取り組みました。平成 29 年 6 月 16 日に住宅宿泊事業法が公布された後にも、更に検討を重ね、これらの検討内容を踏まえたうえで、市民からも意見を募集し、京都市独自のルール（「民泊」関係条例）が制定、公布されました。

■ 「民泊」に対する防火対策の強化

京都市では、住宅宿泊事業を行う事業者には、宿泊者に対し、消火器の使用方法や避難経路、こんろの使用方法などを、図や書面を使って説明するように義務付けています。

このため、消防法令による規制のほか、喫煙の方法やこんろの使用方法といった出火防止対策や、119 番通報の要領、消火器の使用法等を掲載したリーフレットを作成しました。特に、外国人宿泊者にとっては、慣れない日本での対応が必要となることから、4 箇国語で作成し、消防局ホームページからもダウンロードできるようにしています。

また、外国人観光客が、火災が発生した場合に適切に初期対応ができるよう、外国人宿泊者向けの紹介動画を製作し、消防局ホームページに掲載しています。

4 箇国語リーフレット



外国人宿泊者向け動画

「宿泊中に火事！あなたのとるべき行動は？」



■ 今後の「民泊」対策

●「消防検査済表示制度」の創設

小規模な宿泊施設において検査を実施し、消防法令が守られているなど、一定の条件をクリアされていることを確認できた場合、申請に基づいて「消防検査済ラベル」を交付します。

このラベルを入口等の屋外の見えやすい位置に掲示してもらうことで、適切に防火対策を行う宿泊施設であることを、宿泊者及び地域住民に対して、広く情報提供します。

○ 運用開始

平成 30 年 6 月 15 日

○ 対象施設

「民泊」等の小規模な宿泊施設（収容人員 30 人未満）

○ ラベルの交付条件

- ・ 消防法令に適合していること。
- ・ 出火防止及び初期消火方法等について、外国語併記で記載した書面等を備え付け、宿泊者に対して説明を行うこと。
- ・ 消火器を設置していること。

○ 消防検査済ラベル

- ・ 銀色ラベル（1 年更新）

交付条件を全て満たしていること。

- ・ 金色ラベル（3 年更新）※上位のラベル

3 年継続して銀色ラベルの交付を受け、かつ、

事業者等が本市の「京の宿泊所防火研修」を受講していること。



< 銀色ラベル >



< 金色ラベル >



(サイズ: 縦 17cm × 横 12cm)

●「京の宿泊所防火研修」の実施

「民泊」等の小規模な宿泊施設の関係者に、施設の安全管理に必要な、防火等に関する知識や技術を身に付けてもらう防火研修を行いました。

○ 受講状況

平成 30 年度は、計 250 名が受講

○ 受講対象者

小規模な宿泊施設の事業者等（予定者を含む。）

○ 研修内容

講義及び実技訓練等（計 3.5 時間）

○ 実施場所

京都市市民防災センター

○ その他

参加費は無料、受講修了者に修了証及び修了カードを発行

< 研修科目 >

科目	所要時間
受付	10分
オリエンテーション	10分
講義（施設の適正な運営）	30分
講義（出火防止、地域連携など）	60分
休憩・移動	10分
実技（消火訓練）	20分
実技（避難誘導訓練）	20分
実技（警報設備取扱訓練）	20分
修了証発行	10分
計 3.5 時間	

危険物安全週間の取組

危険物安全週間の結果

平成30年度は、6月3日から6月9日までの間、各行政区における危険物施設等で消防訓練や防火指導等が実施されました。

重点推進項目

危険物の取扱いに係る安全対策の推進	地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要な危険物施設に対し、適正な流出防止措置及び定期点検等について指導を行い、流出事故等の防止を図ったもの。 消防署査察計画に掲げる危険物を取り扱う事業所の査察を優先的に実施するとともに、危険物を取り扱う事業所等を対象とした防火研修会等を実施するなど、適正な危険物の取扱い、効果的な点検及び異常発生時の保安体制について指導を行い、災害発生の防止を図ったもの。
危険物を取り扱う事業所の保安体制の強化及び実態把握	危険物施設を有する事業所において、合同訓練又は自衛消防訓練を実施することにより緊急時における応急措置要領の確認その他の自主保安体制の強化を図ったもの。 公設消防隊による事業所警防調査及び実地踏査並びに危険物関係業務マニュアルを活用した研修・訓練等を積極的に行うことにより、危険物を取り扱う事業所の危険物の貯蔵、取扱状況及び当該事業所固有の危険性の把握に努めるとともに、各隊の危険物災害への対応能力の更なる向上を図ったもの。



合同消防訓練



事業所警防調査



危険物施設への査察

普及啓発

啓発用ポスターの掲出、報道機関等への情報提供、ホームページへの掲載等を実施しました。

危険物安全週間推進標語（平成30年度）	
全 国	「この一球 届け無事故へ みんなの願い」 公募 10,182 作品の最優秀作
京都市	「危険物災害ゼロへ 京のまち」



啓発用ポスター

優良危険物取扱者に対する消防局長表彰

危険物安全週間に伴い実施される京都市危険物安全協会主催の京都市危険物防災推進大会（後援：京都市消防局）において、優良な事業所の消防局長表彰を行いました。



住宅用火災警報器の普及啓発に向けた取組

「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入

京都市消防局では、平成31年3月1日から、一般社団法人 京都消防設備協会と連携した自主防災会を単位とした新たな住宅用火災警報器の購入方法「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入の取組を開始しました。

■ 「新・京都方式」住宅用火災警報器共同購入とは？

地域全体の防火・防災力の向上、悪質訪問販売等による被害の防止、取扱事業者とのスケールメリットを生かした交渉など、多くのメリットがある住宅用火災警報器の共同購入を促進するため、共同購入の意思がある自主防災会と住警器取扱事業者を「京都市消防局」と「一般社団法人 京都消防設備協会」がマッチングするとともに、住民の利便性を高め、かつ自主防災会等の地域の役員の方の負担を軽減するため、住宅用火災警報器についての説明から自身で設置できない方への取付支援まで、消防職員が最大限サポートする仕組みです。

■ 自主防災会のための「新・京都方式」住宅用火災警報器共同購入ガイド

京都市消防局では、住宅用火災警報器の共同購入をスムーズに進めていただくため、共同購入に向けた話し合いから実際の購入、納品手続きまでの手順を分かりやすく説明した冊子を作成し、市内全ての自主防災会に配布しました。



自主防災会のための「新・京都方式」
住宅用火災警報器共同購入ガイド

■ モデル自主防災会を対象とした「新・京都方式」による共同購入の検証

事業開始前にモデル地区を選定し、「新・京都方式」による共同購入を進めた結果、3行政区5自主防災会で241世帯（592台）が住宅用火災警報器を購入されました。

※ 住宅用火災警報器の普及啓発については、京都市消防局ホームページ「住宅用火災警報器について」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000223349.html>)でも確認できます。

NET119 の導入

NET119（スマートフォン等を用いた通報システム）の導入

京都市消防局では、平成31年3月1日から聴覚言語障がい者等からの緊急通報への受信体制を強化するため、「NET119」（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）を導入しました。

■ NET119（スマートフォン等を用いた通報システム）

聴覚や発語等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な方を対象とした通報の仕組みで、スマートフォン等を用いて、いつでも、全国どこからでも通報場所を管轄する消防に緊急通報することができます。

■ 「NET119」登録説明会

NET119 への登録を勧奨するため、登録対象者に対して「NET119」登録説明会を実施し、システムの説明、登録、通報訓練を行いました。

■ 「NET119」紹介リーフレット

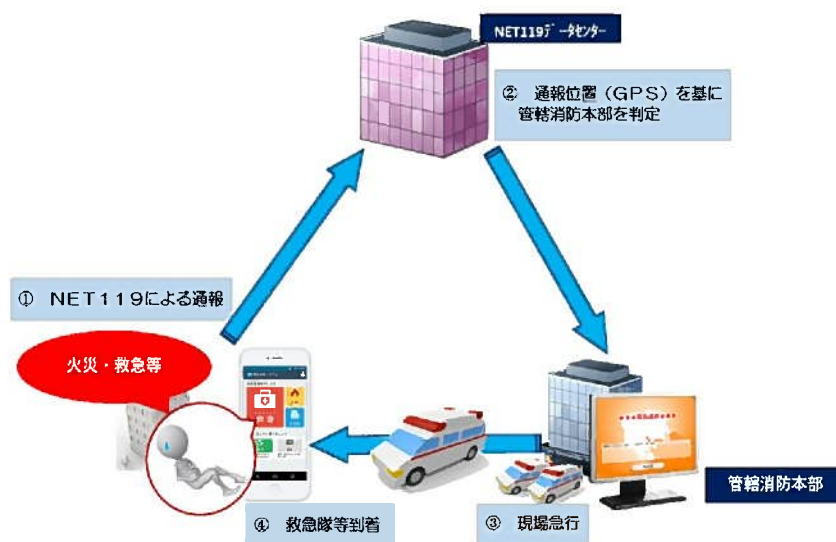
NET119 への登録勧奨のため、システムの説明や登録方法、注意事項等を掲載した登録勧奨用リーフレットを作成し、市内の消防署・区役所（支所）で配布しています。



NET119 紹介リーフレット



NET119
の通報画面



NET119 の仕組み

※ NET119（スマートフォン等を用いた通報システム）については、京都市消防局ホームページ「“あんしん”をてのひらに～聴覚言語に障がいのある方へ～」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000249141.html>) から確認できます。

京都市自主防災会連絡会の発足

京都市自主防災会連絡会

行政区を超えた協力体制の構築や情報共有を図り、全市的な自主防災活動の更なる活性化を図ることを目的として平成30年7月2日に結成されました。



京都市自主防災会連絡会発足記念式典

■ 平成30年度の取組経過

7月2日	京都市自主防災会連絡会総会 正式に京都市自主防災会連絡会が発足
9月1日	京都市総合防災訓練に参加
10月20日	京都市自主防災会連絡会発足記念式典及び防災に関する課題の検討会 【京都市自主防災会発足記念式典】 京都市長、京都市会正副議長・総務消防委員の出席の下、発足趣旨宣言や京都市自主防災会連絡会標旗の授与が執り行われました。 【防災に関する課題の検討会】 京都市自主防災会連絡会及び各行政区自主防災会の役員合計52名が11班に分かれて、大阪北部地震や7月豪雨時の自主防災活動で課題となった情報伝達、連絡体制及び各種団体との連携について意見交換を行い、検討結果の発表を行いました。
1月13日	京都市消防出初式の市民パレードに参加
3月3日	消防記念日表彰式及び防災講演会に参加



防災に関する課題検討会（10月20日）



京都市消防出初式 市民パレード（1月13日）

救助隊の市内配置適正化と統括指揮隊の創設

救助隊の市内配置適正化

■ 救助事故の増加

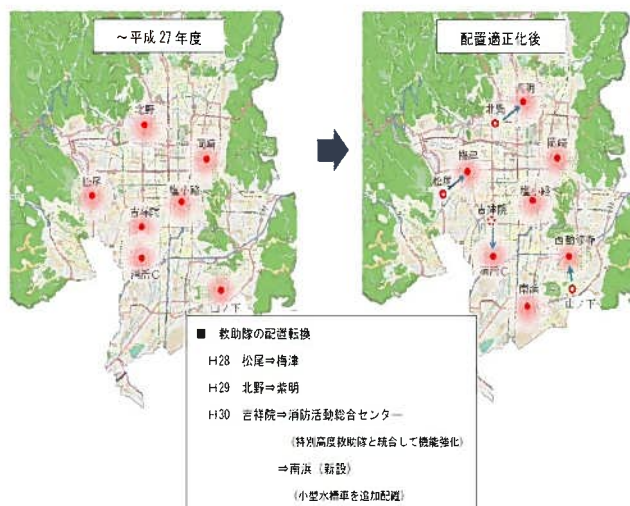
近年の災害の傾向を見ると、高齢化の進展や単身世帯の増加等による建物救助事故や、行楽シーズンにおける山林での救助事故の増加により、平成29年までの10年間で救助事故の件数が約1.8倍となるなど、大幅に増加しており、この傾向は今後もしばらく続く見込みです。

また、平成28年に糸魚川市において発生した火災をはじめとする大規模な火災や、地震、豪雨などの自然災害も毎年のように発生し、これらの救助事故や大規模災害に対処できる消防力を備えることは喫緊の課題です。



■ 救助隊の市内配置バランスの適正化及び特別高度救助隊の機能強化

- 吉祥院特別救助隊を本部特別高度救助隊と統合して機能を強化し、消防活動総合センター内に新設した南消防署上鳥羽消防出張所に、「上鳥羽特別高度救助隊」として配置しました（吉祥院消防出張所は廃止）。
- 南浜消防出張所の消防隊を救助隊に転換し、「南浜特別救助隊」とし、新たに小型水槽車を配置することで、火災への対応力を強化しました。
- 山ノ下消防出張所の救助隊と西勸修寺消防出張所の消防隊を入れ替え、「西勸修寺特別救助隊」とし、山ノ下消防出張所には消防隊を配置しました。



統括指揮隊の創設

近年、大規模化・多様化する災害に対応するため、これまでの「本部指揮隊」を「統括指揮隊」に改称し、局本部に北部方面統括指揮隊、消防活動総合センターに南部方面統括指揮隊を配置しました。

統括指揮隊は火災現場等における活動の指揮支援、特殊災害の指揮、活動の事後検証等を任務とし、消防局の指揮体制と情報収集体制の強化を図ります。



消防用ドローンの運用

消防用ドローンの導入

京都市消防局においては、大規模災害発生時等において、俯瞰による情報収集活動を容易にするとともに、通常災害においても、消防職員等が立ち入ることが困難な地域、場所の情報収集活動を充実させるために消防用ドローンを導入しました。

具体的には、建物火災や林野火災での延焼状況や火の粉の飛散、残火状況の確認、水難救助事故現場や山岳救助事故現場における負傷者や要救助者の捜索などに活用します。

特徴

防塵、防滴仕様で、長時間（約 30 分）かつ、高速（約 時速 80km/h）の飛行が可能であるほか、2 種類の撮影カメラ（熱画像カメラと超望遠カメラなど）を同時に搭載し、同時撮影が可能な機能を有しているなど、最新で高性能な機能が数多く搭載されています。



運用体制

民間団体等が実施する講習を受講し、一定の操縦技術を習得した職員により飛行責任者 1 名、操縦員 2 名の計 3 名を編成し、バイクや人員輸送車などの緊急車両で消防用ドローンを災害現場へ搬送し、平日の日中（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分「日没が午後 5 時 15 分より早い場合は日没まで」）に運用する体制としました。

撮影した映像は、災害現場の指揮本部で確認できるとともに、当該映像を局本部へ伝送することも可能であり、局本部と災害現場が一体となった災害対応が可能です。



消防庁無償貸与機

平成 30 年度末には京都市において整備したドローンと同型の機体が、総務省消防庁より緊急消防援助隊で運用する資器材として無償貸与されました。緊急消防援助隊の派遣時には被災地で活用するとともに、通常災害時にも運用できるよう、同機を消防署に所属する部隊へ配置し、24 時間体制で運用することとしています。

火災防御活動体制の強化

上下水道局との新たな協力体制の構築による火災防御活動体制の強化

■ 概要

大地震等による不測の事態により、大規模火災が発生し、消火活動に必要な消防水利の水量が不足した場合の備えとして、消防局と上下水道局の間で新たな協力体制を構築しました。

■ 経緯

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災では、大量放水により消防水利の水量不足が生じたため、民間のコンクリートミキサー車等を要請し、補給体制を確保したことで、継続的な消火活動ができました。

京都市では、これまで消火栓や防火水槽等の計画的な整備により、十分な数の消防水利を確保しており、水量不足に陥る危険性は低いですが、近年多発する大地震等の自然災害の影響による不測の事態に備えるため、上下水道局の給水車を有効活用する新たな協力体制を構築することとしました。

■ 協力体制の内容

大規模火災時において消火用水が不足した場合、消防局からの要請に基づき、上下水道局が給水車を活用し、防火水槽等への応急給水を行うこととしました。



■ 合同訓練の実施

平成30年度に右京区で行われた京都市総合防災訓練において、消防局と上下水道局の合同訓練を実施しました。

今後も、訓練等を通じて相互の連携強化を図ってまいります。



西日本豪雨への緊急消防援助隊派遣

平成30年7月豪雨への派遣

■ 平成30年7月豪雨の概要

平成30年6月28日頃から、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、6月28日から7月8日までの総降水量は、四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる場所がありました。

1府10県に特別警報が発令され、各地で土砂災害、河川の氾濫が相次ぎ、甚大な被害が発生しました。

人的被害	うち広島県	うち岡山県	うち京都府	その他の府県
死者： 224名	109名	61名	5名	49名
行方不明者： 8名	5名	3名	0名	0名
負傷者： 459名	139名	161名	8名	151名

住家被害	うち広島県	うち岡山県	うち京都府	その他の府県
全壊： 6,758棟	1,140棟	4,822棟	15棟	781棟
半壊： 10,878棟	3,416棟	3,279棟	50棟	4,133棟
一部破損： 3,917棟	2,103棟	1,115棟	69棟	630棟
床上浸水 8,567棟	3,176棟	2,729棟	539棟	2,123棟
床下浸水 21,913棟	5,623棟	6,075棟	1,734棟	8,481棟

■ 本市の被害及び緊急消防援助隊の派遣指示

京都市域では、人的被害として負傷者1名、家屋被害（住家被害）として一部破損14棟、床上浸水5棟及び床下浸水8棟など、大きな被害が発生しました。

また、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動が指示され、平成30年7月12日から同年8月1日まで、京都府大隊として当局から延べ68隊228名の職員を広島県へ派遣しました。



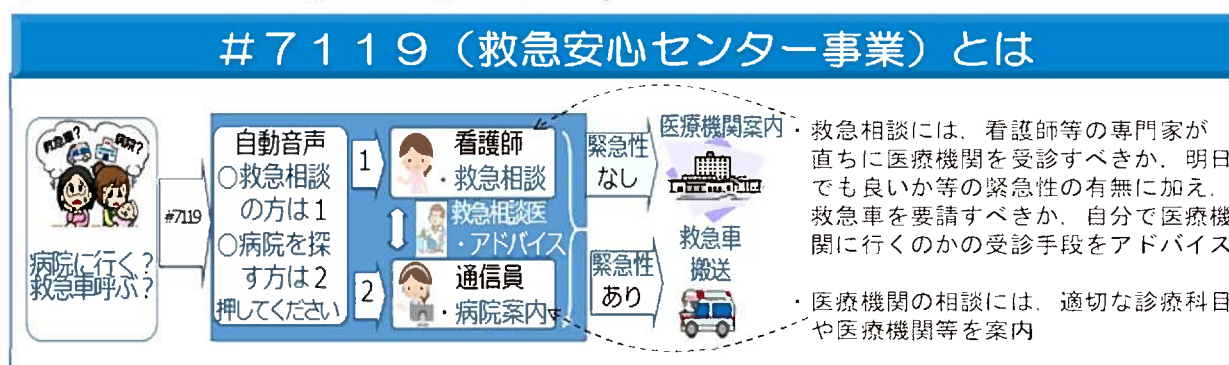
救急要請に係る検討会

救急要請に係る検討会～高齢化社会における在宅医療にも対応した救急体制の構築～

救急需要が増大する中、高齢化社会の在宅医療にも対応した救急体制を構築するためには「高齢化」、「高い軽症率」、「急なけがや病気の際の不安」への対策に京都府全体で取り組む必要があることから、平成30年9月に府市協働により検討会を設置し、#7119（救急安心センター事業）をはじめとする救急要請前の緊急度判断や高齢化社会における在宅医療への対応のあり方について、医療、介護、福祉及び消防関係者の専門的見地から計5回の検討会を開催しました。

■ #7119（救急安心センター事業）とは

#7119とは、住民が急な病気やけがで救急車を呼んだ方がいいのか、自分で今すぐ病院に行った方がいいのかなどを迷った際に、看護師や医師等の専門家から電話（短縮ダイヤル#7119）でアドバイスを受けることができる相談窓口です。



■ 検討結果の概要

検討会では、「高齢化」、「高い軽症率」、「急なけがや病気の際の不安」への対策として、#7119が最も有効な手段とされ、スケールメリットや医療施策との連携等の観点から府内一円での事業実施が不可欠とされ、平成31年度は#7119の実施に向けた具体的な制度設計を行い、他の手段であるスマートフォン向け救急受診アプリや冊子版の救急受診ガイドの有機活用、既存事業である小児救急電話相談（#8000）との整合連携、効果的な広報等の検討を進めることとされました。

■ 今後の取組

検討会の報告書を踏まえ、平成31年度も京都府との協働による検討を継続し、#7119の実施に向けた具体的な制度設計や電話相談で使用する手順書の策定などに取り組みます。

■ 検討会の経緯

回数	開催日	主な議題
第1回	平成30年 9月10日	- 高齢化の現状や進展、高齢化社会における医療の現状と課題 - 救急要請前の#7119等の緊急度判断ができる手段の紹介
第2回	平成30年 10月29日	救急要請前の緊急度判断ができる手段（#7119や救急受診アプリ等）の有効性について
第3回	平成30年 12月25日	#7119の諸課題 - 府内における各手段の取組状況
第4回	平成31年 2月18日	- 府内消防本部への#7119アンケート調査結果 - 電話相談プロトコール - 各事業の展開 - 効果的な広報 - 事業実施に向けた今後の検討の枠組（情報提供）上手な医療のかかり方を広めるための懇談会について
第5回	平成31年 3月26日	報告書の取りまとめ

救急事故に伴う医師等の協力に関する協定

救急事故に伴う医師等の協力に関する協定について

交通事故や機械による救助事故現場など、救出に時間を要し、傷病者の容態を悪化させずに医療機関へ搬送することが困難である場合に、医師の協力を要請し、高度な治療を一刻も早く開始することで、傷病者の容態の悪化を防ぎ、苦痛を軽減させ、救命率の向上に寄与することを目指し、医師の災害現場への出場を要請する基準や手順等を定めた協定を締結し、病院前救護体制の充実を図りました。

■ 協定締結医療機関（順不同）

京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、独立行政法人国立病院機構京都医療センター、洛和会音羽病院、京都市立病院、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学病院附属病院

■ 救急事故における医師要請要綱について

協定に基づく医師の出動要請や搬送を迅速、的確に実施するため、「救急事故における医師要請要綱」を定め、医師要請の判断基準等を明確にしました。

● 判断基準

- ・ 傷病者の状態から、搬送することで生命に危険が及ぶと認められる場合
- ・ 傷病者の状態から、搬送可否の判断が困難な場合
- ・ 交通事故等で、救出に長時間を要すると認められる場合
- ・ 多数傷病者が発生し、救急活動が円滑に行えない場合

● 要件及び求め

先着した部隊の隊長、最高指揮者等は、判断基準のいずれかに該当し、現場到着時に次に例示する要件を認めたときは、速やかに消防指令センター長に対し、医師の協力を求めるものとしています。

（例）

- ・ 車両損傷が著しく、車両内に閉じ込められている、又はハンドルやダッシュボードに挟まれているとき
 - ・ 重量物や車両の下敷きになっているとき
 - ・ 杭や鉄筋などが身体に刺さっているとき
 - ・ 印刷機やベルトコンベアなどに挟まれているとき
 - ・ 工事現場や自然災害などにより土砂等に生き埋めになっているとき
 - ・ 年齢条件などにより救急救命士が行う救急救命処置が実施できないとき
 - ・ 多数の傷病者が発生しているとき
- など



指導救命士

指導救命士の運用開始

救急救命士法の施行から27年以上が経過しました。京都市においては387名の救急救命士を養成し、現在32隊の救急隊、特別高度救助隊、消防航空隊に救急救命士が配置されており、合計195名の救命士が災害現場活動に従事しています。こうした中、救急救命士や救急隊員等に対する指導を効果的に行う救急業務指導体制の構築を目指し、救急業務に関する知識や経験のある救急救命士を「指導救命士」として認定する制度が始まりました。

■ 指導救命士の主な役割

- (1) 救急隊員の生涯教育に関する企画及び運営
- (2) 救急教育担当者への助言
- (3) 救急救命士等への研修指導
- (4) メディカルコントロール協議会及び事後検証委員会への参画
- (5) 消防学校、救急救命士養成課程等での講師及び指導等



■ 認定要件

指導救命士として、京都市・乙訓メディカルコントロール協議会長の推薦を受け、京都府高度救急業務推進協議会会長から認定要件は次のとおりです。

認 定 要 件

- ① 救急隊長（代行を含む。）として、概ね通算5年以上の実務経験を有している者
- ② 特定行為について、概ね一定の施行経験を有している者
- ③ 医療機関において、概ね一定の期間の病院実習を受けている者
- ④ 救急隊員等への教育訓練、救命講習会等での教育指導及び学会での発表など、教育指導や研究発表について豊富な経験を有している者
- ⑤ 必要な養成教育（総務省消防庁が示す「指導救命士の養成に必要な研修カリキュラム」に準拠した研修をいう。）を受けている者、又は現に救急課員若しくは技術指導課員として一定の指導経験を有している者

■ 平成30年度中の認定者について

警防部救急課及び消防学校技術指導課に所属する救急救命士のうち、上記認定要件すべてを満たした10名が指導救命士として認定を受け、救急救命士（養成課程を含む）に対する教育立案、技術指導に従事しています。

市民防災センターのイベント実施状況

防火防災イベントの実施状況

ゴールデンウィーク BOSAI フェスタ 2018	平成 30 年 4 月 28 日～5 月 6 日
災害に強いまちづくり講座（Ⅰ）	平成 30 年 6 月 24 日・30 日
BOSAI サマーフェスタ	平成 30 年 7 月 31 日～8 月 19 日
防災展（防災週間）	平成 30 年 9 月 1 日・2 日
救急展（救急医療週間）	平成 30 年 9 月 7 日～9 日
オータムフェスタ	平成 30 年 9 月 14 日～17 日 平成 30 年 9 月 21 日～24 日
災害に強いまちづくり講座（Ⅱ）	平成 30 年 10 月 28 日・11 月 3 日
園児の描く消防の図画展示会	平成 30 年 11 月～平成 31 年 2 月 土・日（計 9 回）
冬休み子どもアニメ大会	平成 30 年 12 月 22 日～平成 31 年 1 月 6 日
防災フェア 2019（防災とボランティア週間）	平成 31 年 1 月 12 日～20 日
災害に強いまちづくり講座（Ⅲ）	平成 31 年 3 月 10 日
BOSAI スプリングフェスタ 2019	平成 31 年 3 月 21 日～31 日



ゴールデンウィーク BOSAI フェスタ



BOSAI サマーフェスタ



防災展（防災週間）



園児の描く消防の図画展示会



防災フェア 2019